令和6年度 第1回 浜松市中央区協議会西地域分科会

日時:令和6年5月1日(水)
午後1時30分 ～ 3時(予定)
会場:西行政センター 3階 大会議室

次　　第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員自己紹介 ☞ 資料Ａ（P.9）

4 区長あいさつ

5 市職員紹介 ☞ 資料Ｂ（P.11）

6 議事など

(1)【協議事項】地域力向上事業「協働センター等を核とした地域課題解決事業」について
☞ 資料1（P.1）

(2)【お知らせ】令和6年度地域力向上事業の実施予定事業の概要について
☞ 資料1（P.3）

(3)【お知らせ】令和6年度浜松市中央区協議会西地域分科会開催スケジュール
☞ 資料2（P.7）

(4)【お知らせ】「みんなの中山間地域応援事業」のチラシの配布 ☞ 資料Ｃ（P.13）

(5)地域課題の意見交換

ア 消防団の支援について(前回質問回答) ☞ 資料Ｄ（P.15）
参照 ☞ 地域課題一覧表 P.3 1地域、街づくり － 9 市立学校・消防団の地元寄付金の消費

イ 交通安全について ☞ 資料Ｅ（P.17） 資料Ｆ（P.21）
参照 ☞ 地域課題一覧表 P.5 2 防災・安全 － 3 政令指定都市の中で『浜松市は 12 年連続交通事故:ワースト1』の汚名返上大作戦

7 閉会

資料１

第９号様式

区　　分	□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項				
件　　名	地域力向上事業「協働センター等を核とした地域課題解決事業」について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	別紙、一覧表のとおり Ｐ６ №１　花博記念青少年健全育成事業 №２　「有機フッ素化合物を正しく知る講演会」開催事業 №３　「出張！紙芝居公演」事業 №４　和地コミュニティ次世代継承事業 　　～ 和地小学校 150 周年記念 ～ №５　伊佐見地区３世代交流ボッチャ大会開催事業				
対象の区協議会	中央区協議会西地域分科会				
内　　容	別紙のとおり				
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）					
担当課	西行政センター	担当者	小泉　貴浩	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和６年度　地域力向上事業実施予定

令和6年5月1日現在

市民提案による住みよい地域づくり助成事業				
No.	事業名	所管課	事業内容	
1	佐鳴湖を拠点とした地域コミュニティの土台作り	テントテントテン運営事務局	【時期】	令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）
			【場所】	佐鳴湖公園
			【内容】	・年３回（５月、11月、３月）の定期マルシェ開催 ・佐鳴湖の自然を体感できるアクティビティ企画実施 ・佐鳴湖の清掃・整備活動を実施（年に３回程度）
			【予算額】	152千円
2	浜名湖から見る伊佐見と浜名湖の生き物体験会事業	伊佐見地区コミュニティ協議会	【時期】	令和6年7月18日（木）～　令和6年12月21日（土）
			【場所】	伊佐見湖上～村櫛浅瀬～新居弁天海浜公園～ウォット
			【内容】	・小学生を対象とした浜名湖クルージングを実施し、村櫛海岸にてアオモ観察及び生育場所のゴミ拾いを実施する。 ・新居弁天海浜公園岸辺にて伊佐見の海面と今切口の海面の違いなど浜名湖の特徴を観察する。 ・ウォットにて浜名湖における生物の多様性や特徴についての講義を受講する。 ・帰路、路線バスの体験乗車を行う。 ・「体験会」で学んだことについて感想文（絵日記）の展示会を開催する。
			【予算額】	168千円
3	伊佐見たんぼアート	伊佐見地区コミュニティ協議会	【時期】	令和6年4月21日（日）～　令和6年12月28日（日）
			【場所】	伊佐見協働センター隣接地
			【内容】	・ナウマンゾウ命名100周年を記念して、ナウマンゾウをモチーフとした田んぼアートを実施する。 ・田んぼアートで育成した餅コメを使い、餅つき体験会を実施する。
			【予算額】	295千円
4	うみいろそらいろ浜松へちまプロジェクト	浜松へちま・ミライ	【時期】	令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）
			【場所】	浜松市西地域全域
			【内容】	へちまの活用を通じて環境意識を高めることを目的とし、高い品質を誇ったへちまを生んだ浜松から再びへちまを普及させるプロジェクト。 ・募集した事業協力者によるへちまグリーンカーテンの設置 ・へちまスポンジ加工体験 ・へちまスポンジの普及
			【予算額】	524千円

区民活動・文化振興事業				
No.	事業名	所管課	事業内容	
1	伝統文化 支援事業	西行政センター （まちづくり 推進）	【日】	令和6年7月29日（月）、令和6年7月30日（火）、 令和6年7月31日（水）、令和7年1月19日（日）
			【場所】	雄踏文化センター
			【内容】	地域に伝わる伝統芸能として住民に親しまれている雄踏歌舞伎「万人講」の普及と保存継承を目的として次の事業を実施する。 ・ 幼稚園児、小・中学生を対象とした「子供歌舞伎教室」の開催（7月29日、7月30日、7月31日） ・ 「定期公演」の開催（1月19日）
			【予算額】	1,600千円
2	中村家住宅 活用事業	西行政センター （まちづくり 推進）	【時期】	（予定）令和6年10月
			【場所】	重要文化財　中村家住宅
			【内容】	西地域内の高校生の部活動の発表の場として、中村家住宅を活用する事業。 ・ 書道部による書道展を開催 ・ 華道部による生け花展を開催 ・ 茶道部によるお茶会を開催 ・ 吹奏楽部によるミニコンサートを開催 ※ 雄踏地区で活動している三味線、琴、落語などの活動紹介
			【予算額】	380千円
3	はまなこ 夏フェスタ 開催事業	西行政センター （まちづくり 推進）	【日】	令和6年7月14日（日）
			【場所】	弁天島海浜公園、海水浴場、いかり瀬
			【内容】	・ ビーチスポーツ体験 ・ SDGsをテーマとしたプロキング海岸ごみ拾い ※プロキングとは、ごみ拾い(PlockaUpp)とジョギング(Jogging)を合わせたスウェーデン発のNewフィットネスです。 ・ 海の安全教室 ・ シュノーケリング教室
			【予算額】	2,000千円
4	えんばい 朝市 開催事業	舞阪支所	【日】	令和6年5月19日（日）、令和6年6月16日（日）
			【場所】	弁天島海浜公園
			【内容】	遠州灘や浜名湖の水産資源を中心とした地場産品をＰＲするために、朝市を開催し、新鮮な魚介類を中心とした地場産品の販売を行い、地域の活性化を図る。
			【予算額】	1,000千円
5	おいしい舞阪 まるごと 体験フェア 開催事業	舞阪支所	【日】	（予定）令和７年2月2日（日）
			【場所】	浜名湖ガーデンパーク　イベント広場
			【内容】	舞阪地域及び浜名湖周辺の冬の味覚や西地域の豊富な農産物など地場産品の販売及び地元水産業に直接触れ合うことができる体験型イベントを実施する。 ・ 物販 ・ 牡蠣むき体験、のり炙り体験、貝殻ペインティング
			【予算額】	3,500千円
6	海の子と 山の子の 地域間 交流事業	西行政センター （庄内協働 センター）	【時期】	（予定）令和6年6月～令和７年3月
			【場所】	庄内地区内及び長野県箕輪町
			【内容】	長野県箕輪町の子どもと庄内地区の子どもを対象とした交流事業を実施する。
			【予算額】	1,037千円

区課題解決事業				
No.	事業名	所管課	事業内容	
1	西地域 交通安全 啓発事業	西行政センター （まちづくり 推進）	【 時 期 】	令和6年9月～12月
			【 場 所 】	西地域内高等学校、交通教育センターレインボー浜名湖、 西地域内協働センター
			【 内 容 】	交通事故削減および防止を目的とし、次の啓発事業を実施する。 ・ サイクルマナー教室 ・ 地域選定高齢者交通安全講習会
			【予算額】	776千円
2	健康寿命延伸 啓発事業	中央健康づくり センター	【 時 期 】	令和6年4月～令和7年3月
			【 場 所 】	西行政センター、西地域内協働センター、西地域内はままつ食de元気応援店ほか
			【 内 容 】	西行政センター市民ホールにて、健康に関する啓発イベントや展示を行う。また、西地域内の協働センターやはままつ食de元気応援店にて、地域と連携した啓発活動を行う。
			【予算額】	195千円
3	表浜防風林 再生事業	舞阪支所	【 時 期 】	令和6年11月
			【 場 所 】	舞阪中学校南側に隣接する防風林地内
			【 内 容 】	草を刈り、土壌改良を行った後に、松くい虫に抵抗性のある松及び広葉樹を植樹する。 （植樹内容）クロマツ12本、アラカシ12本、スダジイ12本
			【予算額】	882千円
4	みんなが 住みよい 西地域 セミナー 事業	西行政センター （地域振興）	【 時 期 】	（予定）令和6年5月～12月
			【 場 所 】	西行政センター
			【 内 容 】	・ 西地域内の協働センターまつりにて、ＵＤに関する物品を展示し、ＵＤの情報提供を行う。 ・ 西地域内の小学生を対象としたＵＤ学習会をＵＤ設備のある西行政センターや協働センターにて開催する。 ・ 講師を迎え、男女共同参画などについてのセミナーを行う。
			【予算額】	70千円
5	舞阪地区 防災地図 更新事業	舞阪支所	【 時 期 】	（予定）令和6年5月～12月
			【 場 所 】	舞阪地内９か所
			【 内 容 】	避難場所等記載した自主防災地図看板（設置から20年経過）を最新の情報に更新する。
			【予算額】	872千円

協働センター等を核とした地域課題解決事業				
No.	事業名	所管課	事業内容	
1	花博記念 青少年健全育成事業	庄内 協働センター	【　日　】	令和6年5月18日（土）
			【場 所】	フラワーパーク
			【内 容】	庄内地区のコミュニティと庄内学園の更なる連携強化を目的とし、開校10周年を記念した式典を「浜名湖花博2024」の会場となるフラワーパークで実施する。
			【予算額】	300千円
2	「有機フッ素化合物を正しく知る講演会」 開催事業	和地 協働センター	【日 時】	令和6年5月24日（金）10：00～
			【場 所】	和地協働センター
			【内 容】	有機フッ素化合物の正確な理解を促し、地域住民の不安解消を図るための講演会を実施する。 講師：原田　浩二氏 （京都大学大学院医学研究科環境衛生学分野　准教授）
			【予算額】	100千円
3	「出張！ 紙芝居公演」 事業	神久呂 協働センター	【時 期】	（予定）令和6年7月～12月
			【場 所】	地域カフェ、神久呂協働センター
			【内 容】	地域の民話を伝える紙芝居を製本し、神久呂地区社会福祉協議会が主催している地域カフェや協働センターにある放課後児童会の場等で中学生ボランティアが紙芝居を読むことで地域の民話の継承や地域への愛着の増進、世代間の交流を図る。
			【予算額】	94千円
4	和地コミュニティ次世代継承事業 ～ 和地小学校150周年記念 ～	和地 協働センター	【時 期】	（予定）令和6年6月～12月
			【場 所】	和地小学校他
			【内 容】	和地小学校創立150周年を記念する記念品の作成・配布を通じ、和地小学校の生徒に地元への愛着心を育んでもらうことを目的とする。
			【予算額】	調整中
5	伊佐見地区 ３世代交流 ボッチャ大会 開催事業	伊佐見 協働センター	【時 期】	令和6年9月～令和7年3月の日曜日
			【場 所】	伊佐見協働センター　体育館
			【内 容】	世代間交流を図り、地域住民のつながりを強化することを目的とし、子ども世代、親世代、シニア世代でチームを組んでボッチャを行う大会を実施する。
			【予算額】	調整中

資料 2

令和6年度　浜松市中央区協議会西地域分科会　開催スケジュール

毎月第1水曜日開催（ただし、9月及び1月は除く）

	年	月	日	曜日	開始時刻	会　場	備考
第1回	令和6年	5月	1日	水	午後1時30分	西行政センター 大会議室	
第2回	令和6年	6月	5日	水	午後1時30分	西行政センター 大会議室	
第3回	令和6年	7月	3日	水	午後1時30分	西行政センター 大会議室	
第4回	令和6年	8月	7日	水	午後1時30分	西行政センター 大会議室	
第5回	令和6年	9月	18日	水	午後1時30分	西行政センター 大会議室	【諮問】令和7年度当初予算要求(案)の概要 ※第3水曜日
第6回	令和6年	10月	2日	水	午後1時30分	西行政センター 大会議室	【答申】令和7年度当初予算要求(案)の概要
第7回	令和6年	11月	6日	水	午後1時30分	西行政センター 大会議室	
第8回	令和6年	12月	4日	水	午後1時30分	西行政センター 大会議室	
第9回	令和7年	1月	8日	水	午後1時30分	西行政センター 大会議室	※第2水曜日
第10回	令和7年	2月	5日	水	午後1時30分	西行政センター 大会議室	
第11回	令和7年	3月	5日	水	午後1時30分	西行政センター 大会議室	

資料 A

浜松市中央区協議会西地域分科会委員名簿

令和6年4月1日

No.	氏　　名	ふ り が な	推薦の方法	所　　属　　団　　体	備　考
1	渥美　香由里	あつみ　かゆり	団体推薦	中央区西民生委員児童委員協議会	１期目
2	五十川　智子	いそがわ　ともこ	団体推薦	一般社団法人　ここみ	２期目
3	大澤　建雄	おおさわ　たけお	団体推薦	浜名漁業協同組合	１期目 （令和６年度から）
4	片山　幸一	かたやま　こういち	団体推薦	舞阪地区自治会連合会	２期目
5	加藤　一正	かとう　かずまさ	団体推薦	浜松市スポーツ推進委員連絡協議会西委員会	２期目
6	河口　光善	かわぐち　みつよし	団体推薦	入野地区自治会連合会	１期目
7	河瀬　俊夫	かわせ　としお	団体推薦	雄踏地区自治会連合会	２期目
8	鈴木　かおり	すずき　かおり	団体推薦	篠原地区自治会連合会	１期目
9	鈴木　幸子	すずき　さちこ	団体推薦	入野地区自治会連合会	１期目
10	武田　憲幸	たけだ　のりゆき	団体推薦	浜松市人権擁護委員連絡協議会	２期目
11	田澤　健司	たざわ　けんじ	団体推薦	浜松市中央区保護司会西支部	２期目 会長
12	寺田　佐千代	てらだ　さちよ	団体推薦	和地地区自治会連合会	１期目
13	徳田　嘉彦	とくだ　よしひこ	団体推薦	浜名商工会	１期目
14	中野　幸枝	なかの　ゆきえ	団体推薦	伊佐見地区自治会連合会	１期目 副会長
15	中村　久実	なかむら　くみ	団体推薦	とぴあ浜松農業協同組合	１期目
16	中村　重男	なかむら　しげお	公　　募	公募	２期目
17	中山　清春	なかやま　きよはる	団体推薦	神久呂地区自治会連合会	１期目 （令和６年度から）
18	袴田　多惠子	はかまた　たえこ	団体推薦	庄内地区自治会連合会	１期目
19	浜井　卓男	はまい　たくお	団体推薦	和地コミュニティ協議会	１期目
20	宮﨑　美恵	みやざき　みえ	団体推薦	雄踏地区自治会連合会	１期目 （令和６年度から）
21	宮本　一彦	みやもと　かずひこ	団体推薦	伊佐見地区自治会連合会	１期目
22	村上　ひろみ	むらかみ　ひろみ	団体推薦	舞阪地区自治会連合会	１期目
23	森下　晃司	もりした　こうじ	団体推薦	篠原地区自治会連合会	１期目 （令和６年度から）
24	油井　五郎	ゆい　ごろう	団体推薦	庄内地区自治会連合会	１期目 （令和６年度から）
25	吉山　真知子	よしやま　まちこ	団体推薦	神久呂地区自治会連合会	１期目

資料 B

職　員　名　簿

令和6年4月1日

	役　職　等	氏　名
1	中央区　区長	おかやす　あきひろ 岡　安　章　宏
2	中央区　副区長	とよだ　しゅういち 豊　田　周　一
3	西行政センター　所長	わたなべ　たかふみ 渡　辺　貴　史
4	西行政センター　調整官	おかべ　まさゆき 岡　部　昌　之
5	西行政センター　副所長	まるやま　ひろつぐ 丸　山　浩　亜
6	健康福祉部中央福祉事業所(西)社会福祉　兼　生活福祉　兼　こども家庭部中央福祉事業所児童家庭担当	やすだ　あきら 安　田　　玲
7	健康福祉部中央福祉事業所(西)長寿支援担当　兼　保険年金担当	すずき　たかはる 鈴　木　孝　治
8	健康福祉部中央健康づくりセンター(西)	すずき　かが 鈴　木　香　賀
9	中央土木整備事務所(西)副所長	やまもと　しょうじ 山　本　将　司
10	舞阪支所長	つちや　ひろゆき 土　屋　宏　幸
11	雄踏協働センター　所長	あつみ　かずひろ 渥　美　和　弘
12	庄内協働センター　所長	ささたけ　あつし 笹　竹　厚　志
13	伊佐見協働センター　所長	ふじた　なおひろ 藤　田　直　広
14	和地協働センター　所長	あんざわ　いおり 安　澤　伊　織
15	篠原協働センター　所長	つじおか　まさかず 辻　岡　正　和
16	神久呂協働センター　所長	むらまつ　しゅんじ 村　松　俊　司
17	入野協働センター　所長	とくます　ひろゆき 徳　増　宏　之
18	西行政センター　地域基盤グループ長	こいずみ　たかひろ 小　泉　貴　浩
19	西行政センター　地域基盤グループ	のじま　かつひろ 野　島　克　洋
20	西行政センター　地域基盤グループ	なかい　ますみ 中　井　真　澄
21	西行政センター　地域基盤グループ	やました　なおや 山　下　尚　家

資料 C

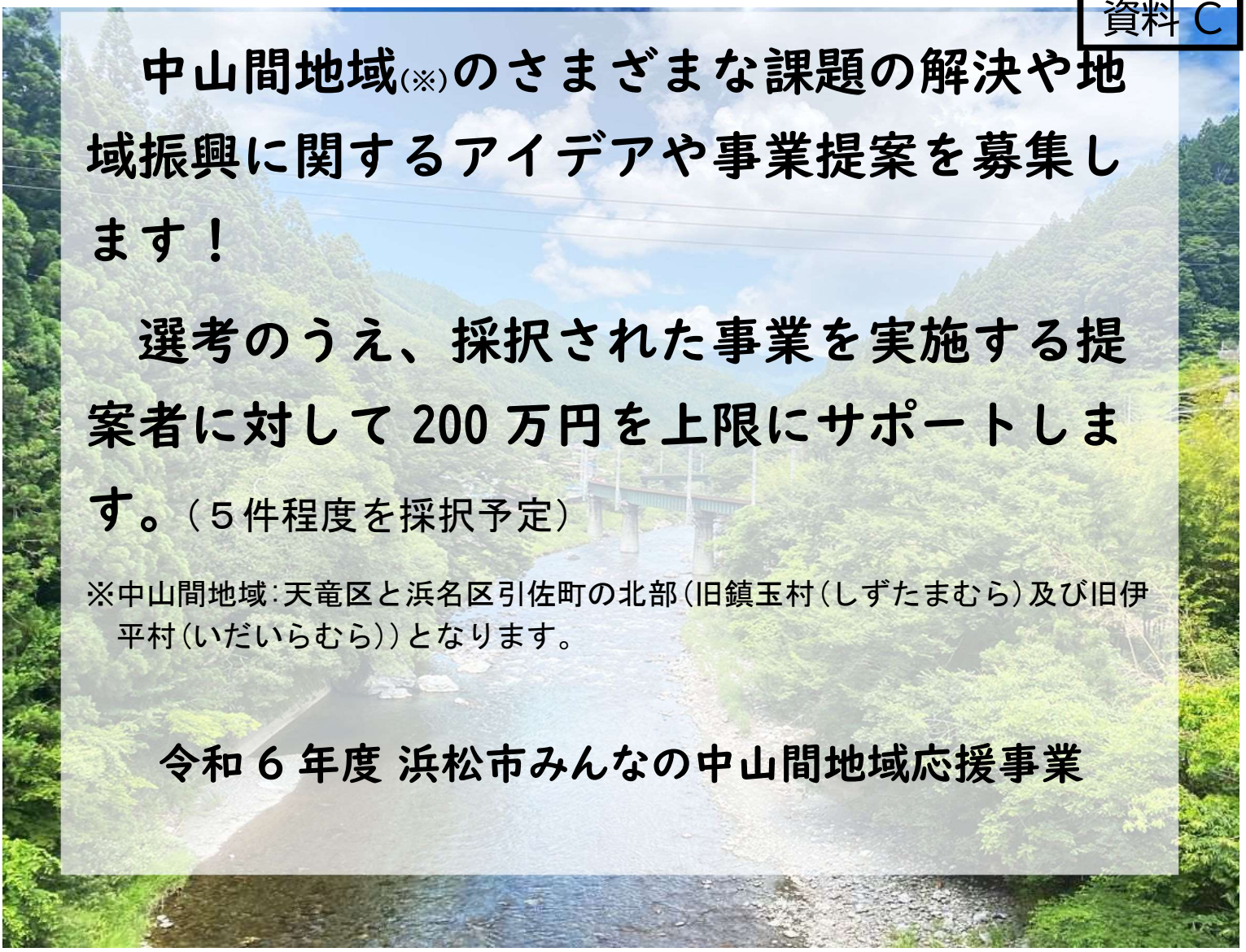

中山間地域(※)のさまざまな課題の解決や地域振興に関するアイデアや事業提案を募集します！

選考のうえ、採択された事業を実施する提案者に対して 200 万円を上限にサポートします。（５件程度を採択予定）

※中山間地域：天竜区と浜名区引佐町の北部（旧鎮玉村（しずたまむら）及び旧伊平村（いだいらむら））となります。

令和６年度 浜松市みんなの中山間地域応援事業

【応募資格】個人、市民団体または事業者など
【対象事業】中山間地域のさまざまな課題の解決や地域振興に資する事業など
※2025（令和７）年３月 31 日までに終了するものが対象
【対象経費】課題解決や地域振興に資する経費
（事務所運営経費等を除く）
【応募方法】所定の事業提案書などに必要事項を記入して、下記担当まで提出してください。
※募集要領等は、市ホームページからダウンロードできます。

募集期間　令和６年4月5日（金）～令和６年6月28（金）※必着

【担当】
浜松市　市民部　市民協働・地域政策課　中山間地域振興担当
〒431-3392　浜松市天竜区二俣町二俣 481
TEL：053-922-0200　FAX:053-922-0049
E-mail:chusankan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

市 HP はこちら

資料 D

令和5年度第3回中央区協議会西地域分科会（地域課題の意見交換）での質問		
	【担当部署】	浜松市　消防局消防総務課　TEL.053-475-7524 消防局西消防署　TEL.053-592-0134
質問1	消防団の位置づけについて市の見解を知りたい。	
回答1	・消防団は消防局（消防本部）とともに消防組織法に規定される消防機関です。 ・災害活動においては、消防局と消防団は、迅速かつ効果的に行うため、相互間の指揮系統を一元化する必要があることから、消防団は消防長又は消防署長の所轄の下、行動することとなっています。 ・報酬等の支払い事務は、事務局として消防局や消防署で行っています。	
質問2	消防団に対する公的支援を知りたい。	
回答2	・消防団が訓練などで活用する資機材や被服などの購入費、活動に対する報酬などの経費はすべてを市費で対応しています。 ・出動報酬は、一人1日当たり4時間以下は4，000円で、時間により増額し上限は24，000円 訓練については1回3，000円となっています。 訓練回数は、月2回程度の年24回を1つの目安としています。 ・これまで、予算が不足となったことはありません。	
質問3	消防団員の報酬や日当などを増額する予定はあるか。	
回答3	令和4年4月1日に国の基準に合わせ増額したことから現時点での増額予定はありません。	
質問4	消防団に関する課題について市の認識が知りたい。 課題を把握している場合は、その課題について具体的にどのような対応を行っているのか知りたい。	
回答4	課題として団員数の減少と認識しています。 通常の火災においては、現時点での団員数で対応することは可能と考えているが、これまでの団員の減少率や大規模災害時の活動が多岐にわたることを考えると団員の継続的な確保が大きな課題と認識しています。 対応としては、令和2年度から「消防団による地域プロモーション事業」を実施し、団員募集用プロモーション動画を作成しSNSにて配信しています。また、令和3年度からはWEB広告等を展開しています。 令和6年度については、女性、学生をターゲティングし、「学生広報隊」と協同した効果的な広報を展開していく計画です。 現在は、対策の基礎となる、市全体の消防団員の必要数について検討を行っています。	
質問5	地域の消防団が行っている消防活動以外の地域活動（地域のイベントの警備や災害対応訓練など）を市は把握しているか。	
回答5	消防団ではなく地域の団体としての活動については、地域イベントの警備や草刈り、清掃等の手伝いを行っていることを聞いています。	

質問6	消防団業務以外の消防団の活動に対しての補助金などの助成はあるのか。
回答6	助成はありません。
質問7	市民に消防団活動を理解してもらうための啓発・周知等の情報発信は十分にできているのか。
回答7	市内イベントに参加し、団員や職員が対面によるチラシ配布を行い、令和2年から消防団PR動画の作成、放映、Instagram、Google、YoutubeへのWeb広告の配信を行っています。 本年度からはこれらに加え、学生消防団員などで構成する「学生広報隊」を創設し、学生や若者目線での広報を実施しています。

資料 E

改正道路交通法(案)【自転車利用者反則制度】を閣議決定　　2024・03・27(水)

浜松市中央区協議会・西地域分科会委員　中村重男

2023 年 12 月 20 日警察庁は 16 歳以上の自転車利用者に「青切符」を交付する反則制度を導入する方針を固め、閣議決定をしました。自転車の交通違反による事故が増加していることを受けての措置です。

【自転車の「青切符」とは？対象となる違反と罰則について】

「青切符」とは,軽微な交通違反に反則金の納付を求める行政手続きです。現在、自転車の交通違反は、原付や自動車と同様に「赤切符」による取り締まりが原則ですが,違反の種類によって,警告や公安委員会規則による罰則に留まっていました。

交通反則通告制度(いわゆる「青切符」とは,運転者がした一定の道路交通法違反(反則行為：比較的軽微であって,現認、明白、定型的なもの))について,反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度です。

改正案では、車による自転車追い抜き時に接触を防止するための規定も盛り込まれた。車が自転車の右側を通過する場合,十分な間隔がない時は間隔に応じた安全な速度で進行し、自転車も出来る限り、道路の左端に寄るよう,いずれも罰則付きで義務を課す。「十分な間隔」は１メートル～1.5 メートルが目安という。

スマートフォンなどを使用して自転車にのる「ながら・運転」と「酒気帯び運転」も新たに禁止される。罰則はいずれも車と同じで、「ながら・運転」６ヶ月以下の懲役または 10 万円以下の罰金、酒気帯び運転が、3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金だ。改正案が成立すれば公布から 6 カ月以内に施行される。「ながら・運転」現在は、都道府県公安委員会の規則で禁止しているが,道路交通法上の違反として、反則制度の対象にする。

【改正道路交通法の取り締まり対象となる自転車の主な違反・反則金】

【交通違反(青切符)は♦】

♦信号無視☞6 千円　　♦指定場所一時不停止☞5 千円

♦通行区分違反(右側通行,歩道通行など) ☞6 千円　　♦遮断踏切立ち入り☞7 千円

♦歩道での通行方法違反☞一横断歩行者妨害☞6 千円　♦制動装置不良車両運転☞6 千円

♦スマートフォンや携帯電話などの使用☞1 万２千円　♦緊急車妨害☞5 千円

♦公安委員会順守事項違反(傘差しなど) ☞5 千円

【交通違反(赤切符)】

☞酒酔い運転☞酒気帯び運転☞あおりなどの妨害運転

☞スマートフォンなどの使用で危険を生じさせた場合

▽車が自転車を追い抜く際の安全速度での進行義務(☆)

☆車が自転車の右側を通過する際、十分な間隔(1 メートル～1.5 メートル)が目安,十分な間隔が無い時は,車は間隔に応じた安全な速度で進行し、自転車は出来る限り道路の左側端に寄るよう,それぞれ罰則付きで義務付けていて要注意点です。

▽自転車運転中のスマートフォン・携帯電話などの使用,酒気帯び運転を禁止(＊)

＊自転車運転中のスマートフォン・携帯電話などの使用と酒気帯び運転をそれぞれ罰則付きで禁止

▽ペダル付き原動機付き自転車の明確化(＊)

＊ペダルを備えた原動機付自転車を,ペダルだけを使って走行しても原動機付き自転車にあたると確定

自転車違反に青切符,2 年後実施へ法改正『ながら・運転など禁止』

取り締まり対象となる自転車の主な違反『交通反則切符(青切符)』

▽仮免許の取得年齢を 17 歳 6 カ月に引き下げ(☆)

☆普通免許の仮免許を取得できる年齢要件を 18 歳から 17 歳 6 カ月に引き下げる。

☆印は改正道路交通法公布から 2 年以内に施行＊印は 6 カ月以内に施行される予定です。

【自転車安全運転利用五則】

1. 車道が原則, 左側を通行　歩道は例外, 歩行者優先

2. 交差点では信号と一時停止を守って, 安全確認

3. 夜間はライトを点灯

4. 飲酒運転は禁止

5. ヘルメットを着用

【現在施行されている自転車の通行方法等に関する主なルール】

【車道通行原則】

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ, 歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則であり, 車道の左側(車両通行帯の無い道路では左側端)を通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第 17 条第 1 項及び第 4 項, 第 18 条第 1 項/第 17 条の 2

【罰　　則】3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金/2 万円以下の罰金又は科料

【歩道における通行方法】

普通自転車(＊)歩道を通行する場合は, 道路標識等により普通自転車が通行すべき部分と指定された部分(普通自転車通行指定部分)がある場合は当該部分を, 指定されていない場合は歩道の中央から車道よりの部分を徐行しなければならず, 歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

【該当規定】道路交通法第 63 条の 4 第 2 項　【罰　則】2 万円以下の罰金科料

【歩行者用道路における通行方法】

道路標識によって車両の通行が禁止されている歩行者用道路を警察署長の許可を受け、または禁止の対象から除外されていることにより通行するときは, 特に歩行者に注意して徐行しなければならい。

【該当規定】道路交通法第 9 条　【罰　則】3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等】

【交差点での通行】

信号機のある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。

「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合は, その信号機の表示に従う。

【該当規定】道路交通法第 7 条　【罰　則】3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は, 一時停止をしなければならない。

【該当規定】道路交通法第 43 条、第 36 条第 3 項　【罰　則】3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等

【横　断】

道路や交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は, 自転車横断帯を通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第 63 条の 6, 第 63 条の 7 第 1 項

【自転車道の通行】

普通自転車は、自転車道が設けられている道路では, やむを得ない場合を除き, 自転車道を通行しなければならない。

【当該規定】道路交通法第 20 条第 2 項　【罰　則】2 万円以下の罰金又は科料

【自転車の乗り方】

安全運転の義務　【該当規定】道路交通法第 70 条　【罰則】3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

夜間、前照灯及び尾灯の点灯【当該規定】道路交通法第 52 条第 1 項、第 63 条の 9 第 2 項道路交通法施行令第 18 条第 1 項第 5 号【罰　則】5 万円以下の罰金

二人乗りの禁止【該当規定】道路交通法第 65 条第 1 項【罰則】5 万円以下の罰金/2 万円以下の罰金又は科料

過積載の禁止【該当規定】道路交通法第 55 条第 1 項/第 57 条第 2 項【罰則】5 万円以下の罰金/2 万円以下の罰金又は科料

並道の禁止【該当規定】道路交通法第 19 条【罰則】2 万円以下の罰金又は科料

ブレーキ不良自転車の運転禁止【該当規定】道路交通法第 63 条の 9 第 1 項【罰則】5 万円以下の罰金

【令和４年事故多発箇所ランキング】

2024年05月01日(水)

浜松市中央区協議会西地区分科会　中村重男

❶『交差点内で899件の死亡事故が発生しています』

交差点は直進,右左折とあらゆる方向に車やバイクが行き交うことに加えて,横断歩道では歩行者や自転車が横断します。「対向車」「巻き込み」「歩行者」「進行方向」「信号機」など注意する点が多く,少しの油断が事故に繋がる危険な場所です。

交差点は,交通量が多いため一つの事故が周りを巻き込む大事故になる可能性が高いのです。広い視野をもって余裕のある運転をすれば,交差点内の事故は防げるでしょう。

＊黄色信号は止まれの合図です。＊信号機は長く待っても1分30秒程度です。

＊信号機の無い危険な交差点は双方向一時停止にすれば事故は減少する可能性が有ります。

＊静岡県では自転車の保険が義務化されています。＊2022年の静岡県の加入率は66.9%です。

❷『一般単路で819件の死亡事故』が発生しています』

一般単路は死亡事故が819件発生しており,交差点に続き2位となっています。

交差点に比べると,事故の可能性がなさそうな一般単路ですが,前方車両への追突事故や歩行者との追突事故が頻発しています。一般単路は単純な道路の為,気を抜いた運転をしてしまいがちです。**緊張感を欠いた運転をしていては,前方の車の減速やブレーキに気付くのが遅れて追突してしまったり,横断する歩行者に気付かず衝突したりする恐れがあり,集中して運転をしましょう。**

❸『カーブで373件の死亡事故』が発生しています。

カーブで発生する事故は,対向車がセンターラインをはみ出したことによる正面衝突です。正面衝突は死亡事故に繋がる可能性が高い事故形態です。

カーブ付近では必ず減速してセンターラインをはみ出さないようにしましょう。

❹『交差点付近も304件の死亡事故』が発生していて危険な場所です。

交差点付近で発生が多いのは,脇見運転や速度超過により,前方の車の減速や停止に対応が出来ず追突する事故です。特に前方車両の右左折合図が遅れた場合や,信号の変わり目には注意しましょう。**前方の車と車間距離を保ち,急な減速にも対応が出来る速度で走行する事が大切です。**

❺『トンネル内でも71件の死亡事故』が発生しています。

トンネル内の事故原因は視界の悪さです。トンネル内の出入り口付近では明暗差が激しく,一瞬見えなくなることが有る為,前方の車の原則に気付かず追突する事故が発生します。

トンネル内の追い越しは原則禁止なのにも関わらず,無理やり追い越しをしようとして対向車と正面衝突する場合があります。トンネル内ではライトを点灯のうえ,速度を落として走行するようにしましょう。我々は1日に3万5千回の判断をしていますから,常に冷静な判断が出来る,心のゆとりが大切です。

【自転車の種類】

一般用➧主に街中での通勤,通学や街乗りなど日常生活に使用される自転車。

競技用➧自転車競技に使用される自転車。オンロード/オフロード/施設/室内競技に分類。

スポーツ用➧自転車競技以外のスポーツで使用される自転車。

特殊な自転車➧電動アシスト自転車/折りたたみ自転車/一輪車等で一部公道走行が制限。

◆電動アシスト自転車とは,走行中にペダルを漕ぐ力を電動モーターがアシストする仕組みの自転車で,道路交通法施行規則駆動補助機付自転車としてアシスト比率(人の力対する電動モーターが補う力の比率)等の基準が定められています。時速10㎞未満の時,最大で1対2以下で時速10㎞以24㎞未満の時,速度が上がるとアシスト比率が減少する。

◆二人乗り自転車・幼児用座席（チャイルドシート）付き自転車等の以下の規則を知る必要があります。

➧16 歳以上の運転者が 4 歳未満の子ども一人を, 紐等で確実に背負っている場合。

➧16 歳以上の運転者が幼児用の乗車装置を設けて 6 歳未満の子どもを 1 人乗車させる場合。

➧16 歳以上の運転者が幼児 2 人同乗基準適合自転車の幼児用乗車装置に 6 歳未満の子供を 2 人乗車を乗車させる場合

➧16 歳以上の運転者が幼児 2 人同上基準適合自転車の幼児用乗車装置に 6 歳未満の子ども 1 人を乗車させ, かつ, 4 歳未満の子ども 1 人を紐等で, 確実に背負っている場合

【安全運転の確保は運転前の自己管理, 車の点検整備管理】

➧運転前の体調チェックをしましょう。

頭痛/微熱/疲労感や眠気/腰痛/運転に影響のある薬の服用等, 健康に関する気になる点はありませんか？

➧運転前の服装チェック「運転姿勢」「シートベルト」「車内温度」に注意して下さい。

運転をするときは活動しやすい服装をし, 「サンダル, スリッパ, 下駄やハイヒールなど, 運転に支障がある履物を履いて車両を運転しないこと」が定められています。

➧運転前の車両点検。

クルマの日常点検日々劣化するクルマを維持していくのに必要な措置です。

最低限の日常点検, **タイヤの正常空気圧の確認, フットブレーキ確認, パーキングブレーキの確認は必須条件です。**

運転姿勢に注意して『こころと時間にゆとり運転』を大切にしましょう。

➧冷静な判断, 予測運転広い視野を持って道路標識や道路標示』確認をしましょう。

広い視野を持って運転する事が大切です。『目の前だけに集中していて歩行者に気付かなかったとか, 道路標識・道路標示があったんだ』言う方がいます。

特に地域住民が利用している生活道路の運転は十分に注意して走行しましょう。

➧**『ながら運転』は絶対にしないでください。**

運転中は集中力を保つ為に『ながら運転』は絶対にしないでください。

『ながら運転』とは「スマホを操作する」「カーナビを操作する」新聞を読む」など運転以外の集中を要する動作を行うことをいいます。

『ながら運転は』危険を察知するのが遅れるため非常に危険です。運転に専念できる『正しい運転姿勢』で, 車内暖房は控え, 正しい判断が出来る余裕がる運転を心掛けましょう。

♫「３つの１０運動」♫

「１０分早く出発」「１０％のスピードダウン」、そして**「１０分な車間距離」**意味です。

♫今日から実行しましょう♫

『朝の起床時間が遅い人』『目覚めに機嫌が悪い人』『せっかちな人』
『スピードを出さないと落ち着かない人』などへの注意を促す運動です。
みんなわかっていることだと思いますが, たった『10 分早く出発』するだけで
かなりの運転に余裕が生まれ『10％の減速』で運転操作がずいぶん楽になります。
十分な車間距離をとれば事故に遭う確率が大きく減ります。

資料 F

中央区協議会西地域分科会 課題調査票

舞阪地区自治会連合会	
委員名	片山 幸一

２.防災・安全　　№３（中村重男委員）

❶ 地域で行っている交通安全運動（活動）を教えて下さい。

〈舞阪町長池自治会〉

- □ ゼロの付く日の「交通事故 0 の日」旗設置。（10 日、20 日、30 日）
- □ 自主的な街頭啓発→平日の早朝（6 時 45 分～7 時 15 分）
- □ 子供育成会として通学時間帯での横断見守り

〈舞阪町第一弁天島自治会〉

- □ 老人会を中心に朝の声かけ運動を行い、挨拶の推進と交通事故防止に努めている。

〈舞阪町第二弁天島自治会〉

◎自治会活動の中で安全部会の活動の一環として

- □ 町内に設置されているカーブミラーの点検を実施
  - 設置場所の見直し（追加、撤去）
  - カーブミラーの角度、ミラーの清掃
- □ 一時停止箇所の見直し
  - 標識、停止線表示

❷ 交通事故を無くす（減らす）アイデアがあれば教えて下さい。

〈舞阪町第一弁天島自治会〉

- □ 自動車安全運転の 3 つの 3（みっつのさん）を常に心がける。
  - ① 前方の車との車間距離は『3 秒とる』
  - ② 左折時の方向指示器は『3 秒手前で出す』または『30m手前で出す』
  - ③ 出かける時は『3 分早く余裕を持って出る』

〈舞阪町西町自治会〉

- □ 小学生の自転車マナーが悪いと聞いている、●一時停止を無視し交差点で車とぶつかりそうになった。●右側通行をよく見かける。●横断歩道付近で遊んでいてドライバーが困っている等。小学生から交通安全指導（交通安全教室）をもっと行うことが必要である。（「鉄は熱いうちに打て」）

❸その他（行政への要望等）

〈舞阪町砂町自治会〉

- □ 今まで、舞阪町では殆どの地区で「交通事故 0 の日」の旗を 0 の付く日（10 日、20 日、30 日）に掲げていたが、ある地区では旗が破れたので、行政に交換を依頼したら在庫がないと言われたため現在、旗の取り付けを中止した地域がある。当自治会も既に在庫が無く古くなり、旗の交換できないところから中止せざるを得ない状況。せっかく何年も続けてきた、地域の交通安全運動（活動）なので中断するのは惜しい。旗の追加生産を要望します。